

神奈川県緊急雇用対策に関する政労使合意

我が国の雇用経済情勢は、米国に端を発した世界的金融不安の下で、かつてないほどの速度で急速に悪化しており、神奈川県においては製造業を中心とした大規模な人員削減などが相次いでいる。

こうした雇用情勢を改善するため、神奈川県と神奈川労働局は「神奈川緊急雇用対策本部」を昨年11月28日に立ち上げるとともに、12月には、神奈川県知事と神奈川労働局長から、経済団体並びに30名規模以上の事業所（約8,500社）に対し、労働者の雇用維持、新規学校卒業者に対する内定取消しの回避等についての要請など必要な施策を講じた。

しかしながら、その後も経済状況は悪化を続け、県内において解雇や雇止め等により職を失うとされる非正規労働者は、本年2月までの2ヶ月間で約2,800人増え、今年度中に約5,400人の雇用の喪失が見込まれている。また、本年2月までに61人の新規学校卒業者の内定取消しが行われたほか、さらに正規労働者においても一時帰休などの雇用調整の動きが始まるなど、雇用情勢は一向に改善の兆しがみえない。

そこで、今般、こうした雇用情勢の更なる悪化に鑑み、行政、労働団体及び経済団体の政労使三者が一体となって知恵を出し合い、別紙の取組みを推進することにより、この難局に立ち向かい、乗り切っていくことについて合意した。

平成21年3月18日

神奈川県知事

松沢 成文

神奈川労働局長

森 固 雅人

社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭

佐々木 譲二

神奈川県商工会連合会会长

西村 春彦

社団法人神奈川経済同友会代表幹事

小谷 昌

社団法人神奈川県経営者協会会长

高橋 忠生

神奈川県中小企業団体中央会会长

山崎 五郎

日本労働組合総連合会神奈川県連合会会长

野林芳彦

別紙

神奈川県における緊急雇用対策の今後の取組み

1 雇用の維持

- 政労使は、一致協力して雇用の確保・維持に努める。
- 需要減に伴い企業が業務を減少させる際、人員削減を回避し雇用を維持するために「一時帰休」や「短縮勤務」など「ワークシェアリング」の手法を用いる場合には、労使が十分に話し合いを行い、合意の上で進める。

なお、平成19年12月に国レベルで策定された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「行動指針」に示された、企業の活力を高める観点での長時間労働抑制や短時間勤務制度推進にも留意、配慮する。

- 「雇用調整助成金」など企業が雇用を維持するうえで有効な国の助成制度の活用を積極的に促進する。

2 雇用の創出・ミスマッチの解消

- 雇用機会を創出するため、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」の活用を図り、地域における就業の場を確保する。
- 福祉・介護、農林水産業など人手不足分野への就業を促進し、雇用のミスマッチの解消に努める。

3 労働関係法令の遵守

- 厳しい経営環境が続くなかで、新規学校卒業者の採用内定取消しなどが引き続き発生しており、年度末にかけて解雇・雇止めの増加も予想されることから、改めて、労働契約法等の労働関係法令が遵守されるよう、それぞれの立場から取組みを行う。

4 具体的取組み

- 上記1から3についての具体的取組みについては、平成21年2月26日に設置した「神奈川県緊急雇用対策政労使会議」において速やかな対応を図ることとする。

雇用対策の充実に関する要請

我が国の雇用経済情勢は、昨年秋以降の米国に端を発した世界的金融不安の下で、かつてないほどの速度で急速に悪化しており、神奈川県においては製造業を中心とした非正規労働者の解雇や雇止めなどによる大規模な人員削減などが相次いでいる。

こうした厳しい雇用情勢に対応するため、これまでにも全国知事会を通じて緊急雇用対策に関し国に対する要請等を行ってきたところであるが、その後も経済状況は悪化を続け、正規労働者においても一時帰休などの雇用調整がなされるなど、雇用情勢は一向に改善の兆しがみえない。

そこで、今般、神奈川県においては、この厳しい雇用情勢に鑑み、今後の緊急雇用対策を力強く推進していくため、行政、労働団体及び経済団体の政労使が一体となって知恵を出し合い、共同の取組みを行うことにより、この難局に立ち向かい、乗り切っていくことについて合意が成立したところである。

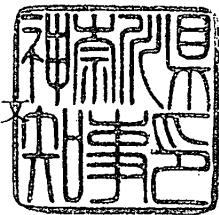
今般、その一環として、雇用対策の充実について、神奈川の政労使により、別紙のとおり要請する。

平成21年3月23日

厚生労働大臣　舛添　要一 殿

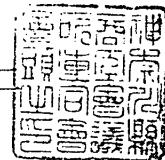
神奈川県知事

松沢 成文



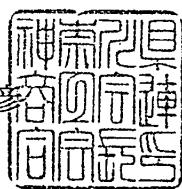
社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭

佐々木謙二



神奈川県商工会連合会会長

西嶋 泰彦



社団法人神奈川経済同友会代表幹事

小谷 昌



社団法人神奈川県経営者協会会长

高橋 忠生



神奈川県中小企業団体中央会会长

山崎 五郎



日本労働組合総連合会神奈川県連合会会长 野村 芳成



1 雇用の維持

- 雇用調整は拡大傾向にあり、さらなる雇用維持対策の充実・強化が必要であることから、企業が行う雇用維持・雇用創出に向けた各取組みへの支援強化を行うこと。
特に、障害者が雇用調整の対象にならないように支援強化を行うこと。
- 今後の経営環境のさらなる悪化に備え、企業が引き続き積極的に雇用維持策に取り組めるよう、「雇用調整助成金制度」の上限額引き上げなど、追加的拡充を行い、速やかに実施すること。

2 雇用の創出・ミスマッチの解消

- 失業時の所得保障、能力開発及び職業紹介を一体化した仕組みを創設し、人材不足産業（農林水産業、中小企業、福祉・介護、警備業等）あるいは高付加価値産業（EV、太陽光発電、IT等）への労働者の大胆な誘導に取り組むこと。
- 「ふるさと雇用再生特別交付金」について、企業、NPO法人、団体等の受託者側からの雇用を伴う提案を、都道府県が審査をした上で委託をできる仕組みを創設すること。
- 「ふるさと雇用再生特別交付金」の事業実施のため設置された基金に、企業が拠出を行う仕組みを設けること。
- 「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」において「6ヶ月未満」と規定されている雇用就業期間を延長すること。
- 都道府県が行う「短期緊急職業訓練」に対して積極的な助成を行うこと。
- ジョブカードについて、ネット等を活用したIT化により、活用促進を図ること。

3 セーフティネットの拡充・強化

- 就職相談、生活相談、キャリアカウンセリング、職業紹介等をワンストップで行える「求職者総合支援センター」について、増設、期間延長、規模等の拡充を行うため、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」の増額等必要な措置を講ずること。
- 離職者等に対する生活・就労支援として、雇用保険の適用拡大や、きめ細かな職業訓練の実施、幅広い職業紹介への取組み、迅速な公営住宅の提供など、包括的な取組みを強化すること。

- 雇用調整の影響を受けやすい派遣労働者を始めとする非正規労働者の処遇について、正規労働者との均衡を踏まえ、改善を図ること。併せて、法的な整備についても検討すること。

4 その他

- 現下の雇用情勢を勘案し、ハローワーク施設の拡張、増設や人員増など、機能の強化を図ること。
また、外国人労働者に対する支援のさらなる充実についても検討すること。
- 新たな支援制度等につき地方自治体や企業との情報の共有化をさらに図ること。

神奈川県緊急雇用対策政労使会議設置要綱

(設置)

第1条 我が国の雇用経済情勢は、米国に端を発した世界的金融不安の下で、かつてないほどの速度で急速に悪化しており、神奈川県においても製造業を中心に、派遣社員、期間工などの非正規労働者の大規模な人員削減や新規学校卒業者の採用内定取消しなどがなされていることから、神奈川県における今後の雇用対策を政労使が一体となって推進していくため、「神奈川県緊急雇用対策政労使会議」（以下「政労使会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 政労使会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 政労使会議には、座長を置く。
- 3 座長は、神奈川県商工労働部労政福祉課長をもって充てる。

(会議)

第3条 座長は、必要に応じ、会議を招集する。

(協議事項)

第4条 政労使会議は、次に掲げる事項について、必要な協議を行う。

- (1) 県内の雇用維持・創出に向けた政労使の合意形成
- (2) 労使の取組
- (3) 行政の取組
- (4) その他、雇用対策に関するこ

(事務局)

第5条 政労使会議の事務は、神奈川県商工労働部労政福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年2月26日から施行する。

(別表) 政勞使会議構成員

(行政機関)

神奈川県商工労働部労政福祉課長
商工労働部雇用産業人材課長
神奈川労働局総務部企画室長
基準部監督課長
職業安定部職業安定課長

(使用者団体)

(社)神奈川県商工会議所連合会事務局長
神奈川県商工会連合会事務局長
(社)神奈川経済同友会事務局長
(社)神奈川県経営者協会事務局長
神奈川県中小企業団体中央会事務局長

(労働団体)

日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長